

公立大学法人都留文科大学  
第1期中期目標期間における中間評価実施要領

1 評価の目的

公立大学法人都留文科大学（以下「法人」という。）が行った現行の中期目標期間の経過年度の中期目標の達成状況についての総合的な自己点検・自己評価に対し、都留市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、中期目標の中間評価を行うことにより、中期目標の達成に向けて、課題を明らかにし、法人が中期目標を達成していくための方策を検討していくことや、都留市及び法人が次期中期目標及び次期中期計画の検討に資することを目的とする。

2 評価の基準日

中間評価は、中期目標期間の5年間が終了した日を基準日として行う。

3 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況と課題を確認する観点から行うとともに、次期中期目標及び次期中期計画への反映を視野に入れて行うものとする。
- (2) 法人の継続的な改善・質的向上に資するものとする。
- (3) 法人の事業の取組状況をわかりやすく示し、社会・地域への説明責任を果たすものとする。
- (4) 法人の自己点検・評価に基づいた評価を行うことを基本とする。
- (5) 評価は、中期目標の基本目標である「教育界を中心に、地域社会はもとより、国家、国際社会に至るまでの様々な分野で活躍できる人材の育成」、「『教育首都つる』の核としての地域貢献」及び「柔軟で機動力のある大学経営の推進」を実現していくための成果について法人から提出された中間評価業務実績報告書の記載内容、指標の分析等により、アウトカム評価を行うことを基本とする。  
ただし、研究内容については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認することを基本とする。

4 評価に当たっての留意事項

- (1) 大学の教育研究の特性や大学運営の自主性・自立性に配慮する。
- (2) 評価に関する作業が法人の過重な負担にならないように留意する。

5 評価の実施方法

- (1) 中間評価は、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。
- (2) 項目別評価は、中期計画の「IV 基本目標の推進」に掲げる事項（大項目）の進捗状況の評価を行う。
  - ① 教育の質の向上
  - ② 研究の質の向上
  - ③ 地域社会への貢献
  - ④ 業務運営体制の改善及び効率化
  - ⑤ 財務内容の改善
  - ⑥ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
  - ⑦ その他業務運営

- (3) 全体評価は、項目別評価の結果等を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価を行う。

## 6 評価の手法

「公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領（平成22年1月27日評価委員会決定）」（以下「業務実績に関する実施要領」という。）の中期目標期間評価に準じて評価を行う。

### (1) 評価項目

業務実績に関する実施要領別表第2のうち、大項目評価及び全体評価とする。

### (2) 評価基準及びその判断の目安

業務実績に関する実施要領別表第4のうち、大項目評価及び全体評価とする。

### (3) 評価の方法

#### ア 大項目評価

大項目評価は、最小項目別評価を総括し、中期計画の大項目ごとに当該中期目標期間の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付すことが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

#### イ 全体評価

全体評価は、中期計画全体の進捗状況の評価及び次期中期目標、次期中期計画の策定の視点等について記述式により評価を行う。

### (4) 評価の手順

業務実績に関する実施要領に定めるとおりとする。

#### ア 法人の自己評価の実施、業務実績報告書の提出

法人は、業務運営にかかる自己評価の実施方針に定める評価の方法に基づき自己評価を行い、その結果を業務実績報告書（実施要領別記様式第2号）として取りまとめ、評価委員会に提出する。

#### イ 評価委員会による検証

評価委員会は、法人から提出された書類の審査、必要に応じ法人関係者からのヒアリング等を行い、法人の自己評価結果の妥当性を検証する。なお、評価委員会が法人に対し追加資料の提出を依頼する場合は、どの項目の判断材料とし、どのような趣旨で必要なかを明らかにして行うものとし、評価に必要不可欠なものに限定する。

#### ウ 評価結果書原案の作成、法人への提示

評価委員会は、検証結果に基づいて、評価結果書（実施要領別記様式第4号）の原案を作成し、法人に提示することができる。

#### エ 評価結果書原案に対する法人の意見の申出

法人は、評価書原案に対して意見がある場合、書面により評価委員会に申し出ることができる。

#### オ 評価書の確定

法人から意見の申し出があったときは、評価委員会は、法人関係者の説明を受けて、当該意見の適否を審議し、必要に応じ評価結果書原案に修正を加え、評価書を確定させる。

法人から意見の申し出がなかったときは、評価書原案は、評価書として確定する。

## 7 評価のスケジュール

- (1) 6月中 : 法人から中間評価業務実績報告書提出
- (2) 7月～8月下旬 : 評価委員会における中間評価業務実績報告書の調査・分析、法人からのヒアリング、評価案決定、評価案に対する法人からの意見申立機会の付与、評価決定
- (3) 9月 : 評価結果の法人及び市長への報告

の取組や成果を以下の視点で記述式により評価を行う。

- ・ 4年間の実績のうち注目される主な取組
- ・ 中期計画の達成に向け、今後取組の強化を期待する事項
- ・ 次期中期目標及び次期中期計画の策定に向けた意見

別表第2 中期目標期間評価における評価項目（要領第4-2(2)関係）

区 分	評 価 項 目
最小単位別評価	中期計画のIV基本計画の推進内の最小項目に記載されている事項ごとの中期計画の達成状況
大項目別評価	次の7つの大項目ごとの中期目標の達成状況 ① 教育の質の向上に関する事項 ② 研究の質の向上に関する事項 ③ 地域社会への貢献に関する事項 ④ 業務運営体制の改善及び効率化に関する事項 ⑤ 財務内容の改善に関する事項 ⑥ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項 ⑦ その他業務運営に関する重要事項
全 体 評 価	中期目標全体の達成状況

備考

- 1 中期目標期間評価は、最小単位別評価の結果を基に、大項目別評価、全体評価の結果を順次導くことを基本とする。
- 2 中期計画VからⅧに係る項目（予算、収支、資金計画、財務に関する事項）の実績については、財務内容の改善に関する事項に係る中期目標の達成状況等を評定する際の参考資料とし、最小単位別評価における評価項目としない。

別表第4 中期目標期間評価における評価基準及びその判断の目安

区 分	評 価 基 準 及 び そ の 判 断 の 目 安			
	評 価 基 準		判 断 の 目 安	
最小単位別評価	評 言	評 点	数値目標を掲げる中期計画にあっては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかどうかによる（小数点以下第1位四捨五入）。	制度、仕組みの整備を目標に掲げる中期計画にあっては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかどうかによる。
	中期計画を十二分に達成できる見込み	5	達成度が120%以上であるとき	制度、仕組みが整備され、当該制度、仕組みが他大学の模範となるような優れた機能を発揮しているとき
	中期計画を十分達成できる見込み	4	達成度が100%以上120%未満であるとき	制度、仕組みが整備され実際に機能を発揮しているとき
	中期計画を概ね達成できる	3	達成度が90%以上100%未満であるとき	制度、仕組みが整備されているとき

	見込み			
	中期計画はやや未達成な見込み	2	達成度が70%以上90%未満であるとき	制度、仕組みの整備に関する検討段階であるとき
	中期計画は未達成な見込み	1	達成度が70%未満であるとき	制度、仕組みの整備に関する取組が行われていないとき
大項目別評価	評価基準		判断の目安	
	評言	評価	当該大項目に係る最小単位別評価の評点の平均値が次の区分のいずれに該当するかどうかによる（小数点以下第2位四捨五入）。	
	中期目標を十二分に達成できる見込み	s	4.3以上	
	中期目標を十分達成できる見込み	a	3.5以上4.2以下	
	中期目標を概ね達成できる見込み	b	2.7以上3.4以下	
	中期目標はやや未達成な見込み	c	1.9以上2.6以下	
	中期目標は未達成な見込み	d	1.8以下	
全体評価	評価基準		判断の目安	
	評言	評価	各大項目に係る最小単位別評価の評点の平均値に当該大項目のウェイトを乗じて得た数値の合計値が次の区分のいずれに該当するかどうかによる（小数点以下第2位四捨五入）。	
	中期目標を十二分に達成できる見込み	S	4.3以上	
	中期目標を十分達成できる見込み	A	3.5以上4.2以下	
	中期目標を概ね達成できる見込み	B	2.7以上3.4以下	
	中期目標はやや未達成な見込み	C	1.9以上2.6以下	
	中期目標は未	D	1.8以下	

	達成な見込み		
--	--------	--	--

備考

1 最小単位別評価における判断の目安

- (1) 中期計画が掲げる数値目標が「〇〇率100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が100%である見込みのときを5」、「達成度が95%以上100%未満である見込みのときを4」、「達成度が90%以上95%未満である見込みのときを3」、「達成度が70%以上90%未満である見込みのときを2」、「達成度が70%未満である見込みのときを1」とする。
- (2) 中期計画が「〇〇について検討する(取り組む)」ことを内容とするものである場合には、「当該検討の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生する見込みのときを5」、「当該検討の結果、何らかの効果、効用が発生する見込みのときを4」、「当該検討の結果、期待する結果を得る見込みのときを3」、「期待する結果を得るに至らず引き続き検討段階である見込みのときを2」、「取組みなしを1」とする。

2 大項目別評価における判断の目安

- (1) 一の大項目内において最小項目記載事項の再掲がある場合、再掲した最小項目記載事項に係る評点は平均値算定の対象から除く(二重計上はしない)。
- (2) 当該大項目に係る最小単位別評価の評価項目の数のうち3以上の評定をした評価項目の数が占める割合が90%に満たない場合は、一段階下位の評定をすることができる。
- (3) 評定に当たっては、当該大項目に係る最小単位別評価の評定の平均値をもとに大項目全体を平均的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮することができる。

3 全体評価における判断の目安

- (1) 判断の目安となる値の算定に用いる大項目のウエイトは原則として次のとおりとする。
  - ①教育の質の向上に関する事項 0.20
  - ②研究の質の向上に関する事項 0.20
  - ③地域社会への貢献に関する事項 0.10
  - ④業務運営の改善及び効率化に関する事項 0.20
  - ⑤財務内容の改善に関する事項 0.20
  - ⑥自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項 0.05
  - ⑦その他業務運営に関する重要事項 0.05
- (2) 各大項目に係る最小単位別評価の評価項目の数のうち3以上の評定をした評価項目の数が占める割合(%)に(1)のウエイトをそれぞれ乗じて得た数値の合計値が90%に満たない場合は、一段階下位の評定をすることができる。
- (3) 評定に当たっては、全体評価における判断の目安に用いる数値をもとに平均的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮することができる。
- (4) 評価結果の確定の日までに、経常損失の発生や学部全体の入学者の数が入学定員に満たなかった場合等の「主要な経営指標の悪化」、学校教育法第15条に規定する文部科学大臣の勧告がなされる等の「法令に違反する重大な事実の発生」など、法

人の財政状態や運営状況に関し今後の業務の適正かつ確実な実施に当たり特に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、その理由、背景、影響の度合いその他の事情を総合的に考慮した上でC又はDの評定をすることができる。認証評価において重大な事項が多数指摘された場合も同様とする。

#### 別記様式第4号

公立大学法人都留市立大学法人の第1期中期目標に係る業務の実績に関する中間評価結果

- I 評価実施の根拠法
- II 評価の対象
- III 評価の目的
- IV 評価者（評価委員会委員名簿）
- V 評価を実施した時期
- VI 評価方法の概要
- VII 評価の結果
  - 1 総合的な評定
  - 2 評価概要
    - (1) 全体的な状況
    - (2) 大項目ごとの状況
      - ① 教育の質の向上に関する事項
      - ② 研究の質の向上に関する事項
      - ③ 地域社会への貢献に関する事項
      - ④ 業務運営体制の改善及び効率化に関する事項
      - ⑤ 財務内容の改善に関する事項
      - ⑥ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項
      - ⑦ その他業務運営に関する重要事項
  - 3 従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況
  - 4 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項
- VIII 法人に対する勧告
- IX 法人からの意見の申し出とその対応
- X 項目別評価結果総括表  
(別表のとおり)

注1：「7 評価の結果 (1)総合的な評定」欄には、全体評価に係る評定及びその理由を記載する。

注2：「7 評価の結果 (2)概況」欄には、当該中期目標期間の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付すことが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

注3：「法人に対する勧告」は、法人に対し必要な措置を求める必要があると判断した事項について記載する。